資料５

蒲郡市景観計画運用までの流れについて

	日程	内容	備考
平成30年度	１月２９日	蒲郡市景観計画取りまとめ	第３回蒲郡市景観計画策定委員会
	３月下旬	蒲郡市景観条例公布、一部施行	蒲郡市議会景観条例の審議 景観計画の経済委員会報告
平成31年度	４月１日	蒲郡市景観計画策定の告示	
	４月～６月	周知期間	
		蒲郡市景観審議会設置	
	７月１日～	行為の制限に関する届出事務開始 蒲郡市景観条例全面施行	

蒲郡市景観計画

平成３１年４月１日に景観計画策定の告示をし、３ヶ月間の周知期間を経て、７月１日から行為の制限に関する届出事務の運用を開始する予定です。

※　７月１日から行為の制限に関する届出事務事項が運用されますが、７月１日から７月３０日までに着手する行為については届出の必要はありません。

蒲郡市景観条例

平成３１年蒲郡市議会３月定例会にて条例を審議し、可決後公布及び一部（目的・定義・責務・景観審議会に関する条項）施行します。また行為の制限に関する事項などについては、景観計画と合わせて７月１日から施行する予定です。

周知
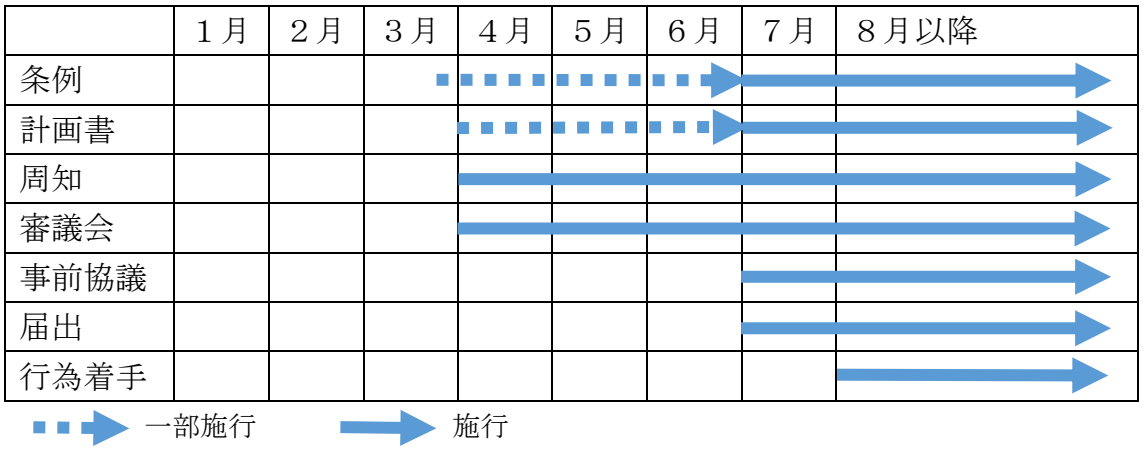
・市役所・市ＨＰでの公開、市広報誌への掲載、関連団体への概要版の送付などを必要に応じて周知を図ります。